

平成31年4月1日から

水道料金と加入金を改定します

～安全・安心な水道水をこれからもお届けするために～

問 市企業局水道企画課 ☎088・685・3330



これまで広報2、3、7月号でお知らせしましたとおり、本市の水道事業は、人口減少や節水機器の普及などによる給水収益の減少が続く中、鳴門市水道事業ビジョン（平成28年3月策定）に基づき、人件費の削減や隔月検針の導入などの経営改善を進めながら、南海トラフ地震などの危機管理対策や老朽化施設の更新などの課題に取り組んできました。しかし、現行料金のままでは適切な設備投資が困難となる見通しであることから、このたび、昭和59年以来35年ぶりに水道料金と加入金を改定します。（下水道使用料の改定はありません。）

今後とも安全・安心な水道水を安定的にお届けするために、さらなる経営努力を重ねていきますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



水道料金（月額）の改定

基本料金、従量料金ともに20%増額改定。

※ただし、メーター口径13^{ミリ}の基本料金は12%増額改定。平成31年4月1日以降の検針分から適用。

基本料金(税抜き)			従量料金(1 [㎡] につき・税抜き)			新料金比較例(8%税込み)		
口径	現行	新料金	使用水量(一般用)	現行	新料金	一般用口径13 ^{ミリ} で20 [㎡] 使用した場合		
13 ^{ミリ}	250円	280円	10 [㎡] 以下	70円	84円	【旧】 2,106円		
20 ^{ミリ}	250円	300円	10 [㎡] を超え20 [㎡] 以下	100円	120円	基本料金	250円	消費税
25 ^{ミリ}	250円	300円	20 [㎡] を超え30 [㎡] 以下	130円	156円	従量料金	1,700円	156円
40 ^{ミリ}	1,600円	1,920円	30 [㎡] を超え50 [㎡] 以下	150円	180円	【新】 2,505円		
50 ^{ミリ}	2,600円	3,120円	50 [㎡] を超えるもの	160円	192円	基本料金	280円	消費税
75 ^{ミリ}	7,000円	8,400円	【一般用以外】			従量料金	2,040円	185円
100 ^{ミリ}	13,500円	16,200円	湯屋用 1 [㎡] につき	70円 →	84円	1カ月399円の増額となります。 同規模団体の全国平均は3,024円です。		
150 ^{ミリ}	36,500円	43,800円	特殊用 1 [㎡] につき	200円 →	240円			



新料金（月額）早見表(8%税込み)

使用水量	口径			使用水量	口径		
	13 ^{ミリ}	20 ^{ミリ} ・25 ^{ミリ}	40 ^{ミリ}		13 ^{ミリ}	20 ^{ミリ} ・25 ^{ミリ}	40 ^{ミリ}
0 [㎡]	302円	324円	2,073円	30 [㎡]	4,190円	4,212円	5,961円
5 [㎡]	756円	777円	2,527円	35 [㎡]	5,162円	5,184円	6,933円
10 [㎡]	1,209円	1,231円	2,980円	40 [㎡]	6,134円	6,156円	7,905円
15 [㎡]	1,857円	1,879円	3,628円	45 [㎡]	7,106円	7,128円	8,877円
20 [㎡]	2,505円	2,527円	4,276円	50 [㎡]	8,078円	8,100円	9,849円
25 [㎡]	3,348円	3,369円	5,119円	100 [㎡]	18,446円	18,468円	20,217円

※その他の口径については、別途、検針の際に配布するチラシをご覧ください。

水道事業からのお願い

平成31年4月1日以降の検針分から新料金を適用します。使用期間が4月1日をまたぐ場合は、3月31日までに使用した日数と4月1日以降使用した日数により旧料金と新料金を按分して算出します。

引っ越しなどで4月1日以降に水道を使用しない場合は、必ず3月29日(金)までに閉栓届を企業局水道企画課へ提出してください。(市公式ウェブサイトの閉栓届フォームからも提出が可能です。)



加入金の改定

加入金制度は、家を新築するときなどの際に新旧需要者負担の公平を図るため、施設の拡張や整備な

どに要する費用の一部を負担していただくものです。水道料金の見直しに合わせて改定します。

加入金(税抜き)					
口径	現行	改定後	口径	現行	改定後
13 ^{ミリ}	3万円	4万円	50 ^{ミリ}	60万円	69万円
20 ^{ミリ}	6万円	7万円	75 ^{ミリ}	150万円	165万円
25 ^{ミリ}	12万円	13万円	100 ^{ミリ}	360万円	377万円
40 ^{ミリ}	36万円	41万円	150 ^{ミリ}	別に定める額	



地区説明会などでいただいた主なご意見・ご質問

6月から8月にかけて各地区自治振興会などで水道事業の現状や課題、鳴門市水道事業審議会からの答申についての説明会を開催しました。そこで市民の皆さんや事業者の方からいただいたご意見・ご質問をご紹介します。

◆安定給水のために速やかに老朽化対策や災害対策を進めてほしい。

→水道管の実使用年数60年を目安に更新できるよう計画的に進めます。

◆水道料金の値上げはしてほしくないが、水道事業の課題を考えるとやむを得ないと思うので、生活弱者への配慮をしてほしい。

→水道利用者のうち、一般家庭での利用が多い、口径13ミリの基本料金を12%増額に抑制します。

◆下水道使用料も増額しますか。

→下水道使用料の改定ではないので増額はありません。

◆今回の改定による値上げは2023年度までなのか。また、2024年度以降の料金はどうなるのですか。

→今回の料金改定に時限措置はありません。算定に当たっては、平成31年度(2019年度)から2023年度までの費用を見積もり、必要な改定率を20%(口径13ミリの基本料金のみ12%)としました。2024年度以降の水道料金については適切な時期に再度、将来費用を見積もり、必要な改定率を算定します。

※多くのご意見・ご要望をいただきました。ご協力ありがとうございました。

家具の転倒防止対策をご利用ください

問 市役所危機管理課 ☎088・684・1711

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者が6,000人を、負傷者は43,000人を超えました。中には、家具の転倒で下敷きになり、けがをしたり、部屋の出入口がふさがれ避難が遅れたりするなどの事例がありました。



こうした震災時の家具転倒による被害を軽減するため、市では一定の条件を満たす世帯に対して家具の転倒防止器具の設置を無料で行っています。器具の設置を希望される方は市役所危機管理課まで。

対象世帯

- ①65歳以上の方がいる世帯
- ②要支援・要介護の認定を受けた方がいる世帯
- ③身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ④療育手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ⑥未就学児がいる世帯

※利用は1世帯1回まで対策家具は9個以内

転倒防止器具はホームセンターなどで購入できますので、条件に該当しない家庭でも対策をお願いします。

